

第二十八回 参議院 商工委員会 會議 録 第九号

昭和三十三年三月十三日(木曜日)午前十時四十分開会

委員の異動

本日委員紅露みつ君辞任につき、その補欠として大谷贊雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 近藤 信一君
理事 青柳 秀夫君
古池 信三君
相馬 助治君

委員

- 大谷 贊雄君
小澤久太郎君
小橋 治和君
小滝 彬君
小西 英雄君
西川弥平治君
高橋進太郎君
高橋 衛君
加藤 正人君
大竹平八郎君

- 國務大臣 前尾繁三郎君
通商産業大臣 松尾泰一郎君
通商産業省 事務局長 小田橋貞寿君
常任委員 会専門員

本日の會議に付した案件
輸出保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出)
○日本貿易振興会法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(近藤信一君) これより商工委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。

本日付をもって紅露みつ君が辞任され、その後任として大谷贊雄君が選任されました。

先日、委員長及び理事打合会を開き協議いたしました結果、本日は、午前中にまず輸出保険法の一部を改正する法律案を審議し、そのあとで日本貿易振興会法案の審議も行いたいと思っております。

なお、午後は一時三十分から企業担保法案について法務委員会と連合審査会を開きますので、これらの点について御了承を願います。

○委員長(近藤信一君) それでは、これより輸出保険法の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑のある方は順次御発言を願います。――別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○相馬助治君 私、日本社会党を代

表いたしました。ただいま議題となつております輸出保険法の一部改正法律案に對しまして賛成の意思を表明するものでございます。二十六、二十七国会は中小企業者のための国会であると言われ、今二十八国会は輸出振興を中心とする貿易国会であると批評するものがあります。またまことにその通りであらねばならないと考えるものでありまして、財政の面においても政策の面においても、あらゆる施策が貿易を中心に展開されるべきであると考えらるものであります。その場合におきましても、当然輸出振興を中軸として考えるべきであり、その輸出振興に見合ふところの輸入ということに構想をもつて國の施策が進んでいかなければならないと、かように思うのであります。かように貿易国会であると言われ、政府もまた輸出振興について万全の策をとる熱意を持っていらっしゃるのと、本委員会が最初に採決する法案が、ただいま議題となつておりますこの簡単な輸出保険法の一部改正案であるというところは、皮肉に申せば現政府の政策の貧困である意味で象徴的に現わしているものであると言えないことにはないと思つてございします。しかしながら、貿易振興会法案というかなり画期的な財政の内容を付与したところの法律案も次に用意されておりますのでございしますから、ただいま私の表現がある意味で行き過ぎであるといふことが逐次判明して参りますことを

私はまた別な意味から期待するものでございします。とにかくこれによつて輸出保険制度が簡素化され、被保険者の負担が軽減されるという内容を持つておりますことは、まことに時宜に過ぎない適当なものでございします。願わくばこれが政府の直接引き受けになりますから、通産省におかれては窓口その他これに当る者がサービスの精神を忘れずに本保険制度がうまく運営されることを、私は本案の成立に關連して強く期待するものでございします。以上をもちつて賛成の討論を終ります。

○青柳秀夫君 私は、自由民主党を代表いたしました本法案に賛成の意を表するものであります。貿易振興上、輸出保険制度が非常な貢獻をきたしたことは過去八年の歴史で明らかでありまして、海外貿易というものは相手國の政情その他にも支配されますので、一そう輸出業者の取引の安定をはかる必要がある。その意味において保険制度というものは、非常に責任が大きいわけでありまして、今回の改正は時宜に過ぎたものと思つてあります。今回、普通輸出保険が政府の直管になり、業者間の保険会社がやりましたように、業者が十分に利用せられまして不便をかけないよう、官僚的になつていふようなことのないように希望いたします。本案に賛成をいたすものであります。

○加藤正人君 私は、本案の成立に賛成をいたします。むしろかような法案

が提案されたことがおそきに失しておるうらみがあるくらいに考えております。この際一、二の要望をいたしたいと思つます。貿易並びに為替管理制の簡素化に當りまして、従来のLCベースの標準決済方式がはずされて、DA、DT等のLCなしの取引が近く認められることなる由であります。このことは必然的に輸出保険制度の利用を促進する結果となるのであります。従つて政府は、この機会に保険料金の引き下げ、特にこの点についてはまだまだ引き下げの余地がある。あえて保険財政の独立採算制の考え方に体に入れる必要があるくらいと考へておるのでございします。また、あるいは保険金の支払いの円滑化等本法運用の根本的な改善をはかるべきであると思つます。

もう一つは、合併事業の形式によるわが國企業の海外進出、これがわが國策とも申すべきであるにもかかわらず、これらの海外進出事業はおしなべて現地の運転資金に非常に窮乏を感じておる、この調達に多大の困難を感じておる、これが現状であります。これはもう幾つもの例を耳にしておるのでもあります。従いまして、これらの運転資金の供給を容易にするにはきわめて緊要であると思つております。このため通産省におきましては、長期貸付保険制度の創設を意圖したという由であります。大蔵省側の反対するところとなつて一応お流れの形になつておるやに聞き及んでお

成をいたします。むしろかような法案

成をいたします。むしろかような法案

るのであります。政府はこの際すみやかに思想の統一をはかつてこの実現を期すべきであると考えるのであります。これらの要望をしつつ本案の成立に賛成をいたします。

○大竹平八郎君 私は、無所属クラブを代表いたしまして本案に賛成するものであります。

普通輸出保険が政府の直管になり、そうして業者の負担が軽くなるということをごいいますので、これは広い意味におきまして、輸出の振興になることとあります。ただ、保険業者が相当仕事を少くなるという点は、申し上げました輸出振興の面から言いますならば、これは問題にはなりません。ただまあ、えてして官営事業になりますと、繁文縟礼に流れやすいという点は、特に政府として御留意いただきたいと思っております。

それと、私は先般も本案の審議に当って御質問申し上げましたが、ただいま加藤先生からも指摘をせられた。たが為替の簡素化という問題につきましては、東南アジア、その他のL.C本位でやっていた方面に相当な今後問題が起るといふことが予想されるのでありますから、そういう点に對しまして、本案との連関というものを十分にお考え下さいまして、やっていたべきだと思っております。私は、そういう点を申し上げまして賛成をするものであります。

○委員長(近藤信一君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり  
○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決を行います。輸出保険法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り、可決することに賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】  
○委員長(近藤信一君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり  
○委員長(近藤信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

- 多数意見者署名
- |       |       |
|-------|-------|
| 相馬 助治 | 大竹平八郎 |
| 加藤 正人 | 西川弥平治 |
| 小澤久太郎 | 小西 英雄 |
| 青柳 秀夫 | 高橋進太郎 |
| 古池 信三 | 高橋 衛  |
| 小滝 彬  | 大谷 資雄 |
| 小幡 治和 |       |
- 委員長(近藤信一君) 速記をとめて。  
【速記中止】  
○委員長(近藤信一君) 速記を始めて。  
○委員長(近藤信一君) 次に、日本貿易振興会法案を議題といたします。まず、本案の内容について説明を願います。  
○政府委員(松尾泰一郎君) まず、日本貿易振興会法案の要綱の説明をさし

ていただく前に、現在の財団法人海外貿易振興会につきまして簡単に説明させていただきます。現在の、いわゆるジェトロは、昭和十九年の八月二十日に発足したのであります。現在、それは従来からありました財団法人海外市場調査会、それから国際見本市協議会、日本貿易振興会、それから三団体を統合してできたものであります。まずこの海外貿易振興会の前身であります財団法人海外市場調査会は、昭和二十六年一月に、戦後におきまするため貿易打開のための海外市場の調査を目的としまして、関係業界、地方公共団体の寄付行為及び政府の補助金をもとに設立されたのであります。また、国際見本市協議会、この方は昭和二十七年の三月に海外における国際見本市への参加及び日本単独の商品見本市の主催を目的としまして主要の商工会議所、地方公共団体代表者を構成員として設立されたものであります。それから、日本貿易振興会協会の方は、昭和二十八年の九月に海外主要都市に常設貿易機関を設置、運営するために地方庁、業界を会員として設立されたのであります。ところが、この国際見本市協議会、それから日本貿易振興会協議会、この二つの事務局は海外市場調査会に委嘱されて、実際は海外市場調査会が実行して参っておったのであります。それが業界の御意向もありまして、三団体を統合して、先ほど申しますように二十九年の八月の二十日に現在のいわゆるジェトロが発足して、今日まで諸般の貿易振興事業を営んで参ったのであります。その事業を大別して申しますと、海外市場調査事業、貿易斡旋事業、海

外宣伝事業、国際見本市事業、輸出品の意匠改善の事業、輸出振興共同施設事業、出版事業、機械展示センター運営事業等の事業を営んで参っておるわけでありまして、昭和三十三年現在におきまして政府からいただいたおきまして補助金の総額が七億五千万円程度になっておるのであります。その他地方庁及び民間からの贈出金を入れまして約十三億程度の事業を運営しておるというふうな次第でございます。

そこで、今回、特殊法人として日本貿易振興会を設立したい理由といたしましては先般の提案の理由にも説明されておる通りであります。一言申し上げますならば、貿易振興のますます重要性にかんがみまして、貿易振興事業を実施する中核機関を刷新強化しまして、その行う事業を大幅に拡充をして輸出振興をはかる、こういうわけでありまして、そこで、政府からの貿易振興関係の補助金の増額もされば、先ほど申したように、三十二年度においては七億五千万円でございますが、それが三十三年度においては十億一千万円程度の補助金をいただくことにならうかと思っております。さように補助金の増額をはかりますと、新しく二十億円の政府出資を得まして、要するにこういう貿易振興事業の経営の基盤の強化安定を期するというのが今回のこの特殊法人設立の理由であります。他面、この事業運営並びにこの出資金の管理につきまして一定の政府の監督をする必要があり、これが今度の新貿易振興会を特殊法人にお願いせんとする理由であります。それ

で簡単に、しからばこの現在のジェトロと新しい日本貿易振興会との大ざっぱな相違点を申してみますと、現在のジェトロにおきましては、もちろん政府出資はないわけでありまして、民間及び地方団体等からいただきました基金が現在四億三千九百万円ほどございます。それがいわば資本金といえたいえるものではないかと思っております。今回は政府から二十億円の資本金をいただくことにならう。また、現在は民法上の財団法人であります。今度の貿易振興会はいわゆる特別法に基づく特殊法人になるわけでございます。それから運営の方針といたしましては、もちろん民主的に運営されることは同じでございますが、特殊法人になりますと、とかく官僚的なものにならないこともないということもおそれられるわけでありまして、特に本案におきまして運営審議を設けまして、民間の創意を取り入れる。運営の弾力をはかることになっておる。それから監督関係につきましては、現在のジェトロは民法上の法人でございますので、そう深い監督関係はございません。ただ、補助金を交付するに当りましての所要の監督があるにすぎないものであります。今回この特別法になりますと、役員任免にしましても、事業計画あるいは資金計画、収支計画あるいは借入金その他につきまして政府の承認ないし認可を要することにならうかと思っております。

それから事業規模としましては、現在のジェトロは十三億七千万円程度でございますが、新ジェトロは、先ほど申しました政府からの補助金が十億一千万円と、それから資本金として

ただきまする二十億円の金利六分とい  
たしまして、十二カ月で見ますれば一  
億二千万円、まあ初年度は十一カ月程  
度にならうかと思はれますが、ともか  
く一億一、二千万円の金利とが加わり  
まして、要するに国からは十一億三千  
万円程度の国庫の補助金がいただける  
ことにならうと思はれます。

それから民間の基金でございますが、  
現在のジェットロではまあ五億八千万  
程度を民間及び地方公共団体からいた  
だいておるわけでありまして、新しい日  
本貿易振興会になりまして、その民間  
の基金がどうなるか、若干不明確な点  
もありますが、今各地方庁、業界等  
からのいろいろの御協力を得ておりま  
す状況から判断をしますと、かなり  
ふえまして、これが七億八千万円程度  
の繰出金を得られるのではないかと  
いふふうに見えております。それから事業  
の規模でございますが、現在は海外  
市場調査といたしまして三十五都市に  
三十五名の調査員、そのうち長期派遣  
員が二十名、委託調査員が十五名おる  
わけでございます。その所要資金約一  
億円になっておるのであります。新  
法人下におきましては都市として三  
十五都市でありまして、二十名の長  
期派遣員を二十七名にふやしまして、  
委託調査員をその分だけ少くしたい、  
できますれば必要な地域では一名じ  
やなしに、二名のダブル配置にいたした  
いというふうな考えをしております。従  
いまして、今の大ききばな予定といたし  
ましては、市場調査関係では二億三千  
万円程度の規模になるのではないかと  
いふふうな考えをしております。

それから次に、貿易斡旋所関係であ  
りますが、現在は四カ所でございます  
が、新法人下におきましては二カ所  
にふやしまして六カ所程度を考えてお  
ります。

それから国際見本市の参加につきま  
しては、現在の規模では五カ所程度の  
参加でございますが、これを九カ所程度  
にふやしたい、こう考えておるわけであ  
ります。

それから海外広報宣伝につきましては  
は、映画なり、出版物の製作配布及び  
テレビの利用等といたしまして現在  
四千万円ほど使っているわけでありま  
す。これを七千万円くらいにふやして  
いく。それから特別宣伝を現在  
アメリカ、カナダ市場で六千万円ほどの金  
を使っておるのであります。新法人  
下におきましてはアメリカ、カナダな  
どのほかに、豪州、東南アジア、中近  
東を入れます一億一千万円程度の規  
模にする予定でございます。

それから意匠改善事業にいたしまし  
ても、若干の増額を見込まれておるの  
であります。

それから農産物あるいは水産物、医  
薬品等の海外共同施設につきましても  
現在は四カ所、新法人下においては五  
カ所程度を考えております。それから  
特にアメリカにおきますマグロ、ミ  
カンの貯蔵品のためにも若干の費用が  
ふえます。ほかに、欧州、北アメリカ市  
場に対しましてミカンカン詰、お茶等  
の宣伝を新しくやりたい。

それから輸入制限の運動に対しま  
す手防調査を今回は新たに実施したい  
というふうな、事業内容のかんりの拡  
大にならうかと思はれます。これ  
をもつてわれわれは十分といたして  
おりますが、また次年度におきまして  
逐次御協力を得まして拡充いたして参  
りたい、こういうふうな考えを  
しております。

その中で、お手元に配付されてお  
る法案の要綱を簡単に御説明を申し  
上げます。

まず第一は、日本貿易振興会の目的  
でございます。これは「わが国の貿易の振  
興に関する事業を総合的かつ効率的に  
実施する」ということでありまして、  
「総合的かつ効率的」ということであ  
りまして、この総合的と申しますのは、  
別段ここで全部一元的に、排他的にと  
いう意味ではないのであります。買  
易振興事業をできるだけ総合的にや  
ろうという意味でございます。諸種の買  
易振興については、それぞれ総合的な  
関連がある、こうでございますので、  
できるならばできるだけ多く一緒に実施  
をしたい、こういう意味でございます。

それから第二の「振興会は、主たる  
事務所を東京都に置くものとする。現  
在のジェットロは、主たる事務所が大阪  
府でございます。これは当然東京都に  
置くこととなるのであります。

第三は、振興会の資本金であります  
て、二十億円で、先ほど御説明を申し上  
げた通りであります。

第四は、「振興会でない者は、日本買  
易振興会という名称を用いてはなら  
ないものとする」ということで、別段御  
説明の必要がなからうと思はれます。

第五は、役員でございますが、役員  
といたしまして「理事長一人、副理事長  
一人、理事六人以内及び監事一人以内  
を置くものとし」とあります。現在  
も理事長一名、副理事長二名、それ  
から理事は四名、監事は二名、だから  
現在のところは九名ということであり  
ますが、これが十名になるわけであ  
ります。もっとも現在のところは十名

のうち常勤の理事は五名になって、お  
ります。それから第六は、役員は、常  
勤の役員は五名以内とする。これは  
規定でございます。役員は、常勤を  
目的とする団体の役員となり、又は自  
ら常勤役員に就任してはならない」と  
いうことでもあります。ただし、通商  
産業大臣が役員としての職務の執行に  
支障がないものと認めて許可したとき  
は、この限りでないものとします。こ  
れは役員といたしまして専心貿易振興  
の事業に従事していただくというこ  
とからの規定であります。しかし  
ながら厳格に兼業禁止をいたします  
と、人選に当ってなかなかむずかしい  
ような場合も予想されますので、職  
務の執行に支障がないと認められる場  
合、言いかえてみますと、貿易振興  
の事業の役員に指定されるというよう  
な場合、たとえばある会社の会長さん  
をやっておられたということ、そ  
へたまに出られるだけでありまして、  
要するに貿易振興会の方に毎日出て  
そこを中心にして仕事をなさるという  
な場合、この「職務の執行に支障が  
ない」というふうな考えをしておるの  
であります。そういう許可を受けた場合  
には兼業もかまわないという規定であ  
ります。

それから第七は、運営審議会設置の  
規定でございます。この振興会の運営を  
民主的にいたすため、民間の意見を十  
分取り入れるために業界等から委員を  
選びまして運営審議会を構成して、重  
要な事項はここで審議をしてもら  
う、また意見を申し述べてもら  
う、というふうなことであります。

それから第八は、振興会の業務内容  
でございますが、一から八までわた  
っておりますが、先ほどもいろいろ御説  
明を申しましたようなことございま  
して、現在いたしております事業が大  
部分であるわけでございます。

それから特にこの六号に「貿易の振  
興に関する業務であつて、行政庁から  
委託を受けたものを行うこと」とあり  
ます。これは現在のジェットロは、ち  
ょうど今年の四月から始まりますブラ  
セルにおける万国博覧会参加事業を  
いたしておるのであります。これは政  
府の事業であります。政府から委託を  
受けてやっておる事業であります。そ  
ういふ場合を行政庁から委託を受けた  
事業というふうな考えをこの次策であ  
ります。

それから第九、第十、それから第十  
一は、財務及び会計に関する規定で  
あります。それぞれ認めないし承認  
を受けることになっておるのでありま  
す。で、これはまあ他の特殊法人とほ  
んど共通の規定でございます。国  
が全額政府出資をし、また業務の事業  
費の過半を国の補助金でいたしてお  
るというふうな場合におきましてのま  
あ当然の規定なのであります。この買  
易振興会の業務は、海外における業務  
が主体でありますので、その事業は極  
力機動的に動かさなければならぬので  
あります。従いまして、認可、承認に  
当りましては、できるだけ弾力的にい  
たす必要があるかと考へておるので  
あります。

それから第十二は、これは監督の規  
定でございます。

それから第十三は、これらの事項に  
つきまして通産大臣が承認あるいは認  
可をいたすような場合、あらかじめ大  
蔵大臣に協議をするという規定、これ

のうちの常勤の理事は五名になって、お  
ります。それから第六は、役員は、常  
勤の役員は五名以内とする。これは  
規定でございます。役員は、常勤を  
目的とする団体の役員となり、又は自  
ら常勤役員に就任してはならない」と  
いうことでもあります。ただし、通商  
産業大臣が役員としての職務の執行に  
支障がないものと認めて許可したとき  
は、この限りでないものとします。こ  
れは役員といたしまして専心貿易振興  
の事業に従事していただくというこ  
とからの規定であります。しかし  
ながら厳格に兼業禁止をいたします  
と、人選に当ってなかなかむずかしい  
ような場合も予想されますので、職  
務の執行に支障がないと認められる場  
合、言いかえてみますと、貿易振興  
の事業の役員に指定されるというよう  
な場合、たとえばある会社の会長さん  
をやっておられたということ、そ  
へたまに出られるだけでありまして、  
要するに貿易振興会の方に毎日出て  
そこを中心にして仕事をなさるという  
な場合、この「職務の執行に支障が  
ない」というふうな考えをしておるの  
であります。そういう許可を受けた場合  
には兼業もかまわないという規定であ  
ります。

それから第七は、運営審議会設置の  
規定でございます。この振興会の運営を  
民主的にいたすため、民間の意見を十  
分取り入れるために業界等から委員を  
選びまして運営審議会を構成して、重  
要な事項はここで審議をしてもら  
う、また意見を申し述べてもら  
う、というふうなことであります。

それから第八は、振興会の業務内容  
でございますが、一から八までわた  
っておりますが、先ほどもいろいろ御説  
明を申しましたようなことございま  
して、現在いたしております事業が大  
部分であるわけでございます。

もこういう特殊法人に共通の規定でありませんが、大蔵省とも話し合います。これらの協議ができるだけ円滑にいくように、今話し合いもしておるような次第であります。

それから第十四は罰則でありまして、別段御説明を申し上げる必要はなからうと思ひます。

第十五は、現在の貿易振興会の一切の権利義務を新機関に包括承継をいたしまして、現在のジェトロは振興会の成立のときに解散をさせるわけでありまして、一切の権利義務の包括承継でありますので、債権債務、基金、一切承継をすることになるのであります。

それから第十六は、税法上の必要な改正でありまして、登録税、印紙税、あるいは所得税、法人税、地方税につきまして、こういう特殊法人と同様に免税をしていただくための規定でございます。

以上簡単にございますが、これをもつて内容の説明を終ります。

○委員長(近藤信一君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(近藤信一君) 速記を始めます。以上で内容の説明は終了しました。御質疑のある方は御発言願ひます。

○相馬助治君 たいだいま通商局長から、議題になっている日本貿易振興会法案の要綱の説明に先だつてと申して、ジェトロについて簡単な報告があったわけですが、私はこのたいだいま議題になっている法律案を審議検討していく際に、今までジェトロがどういう規模でどういう仕事をやって、これを反省的、啓蒙的な見地からながめれば、将来どうあらねばならな

いかというようなものと考え方、基礎に立っているかというようなことを、かなり詳細に調査し、研究し、批判することが必要だと、こういうふうな考へているのです。そのことが明瞭になれば、日本貿易振興会法案そのものは、政府出資が増して貿易振興に資するためのものができるのですから、われわれに異論はないわけなんです。従いましてこの際、たいだいま局長が御説明になったことを簡単に筆記はいたしまして、たけれども、資料をもって、ジェトロと今度の日本貿易振興会ができた後において、その両者がどういう差異があるかということをかかなり詳細に表にまとめて、一つ資料として委員長を通じて委員会に御配付を願ひたい、これが第一点。

それから第二点は、ジェトロに相当多額の金を使って今日までやって参つたのであります。その評判は必ずしもよくないと思ひます。見方見方により問題があるかと思ひます。見方見方により問題があるかと思ひます。あれほどの金を使った、しかも重大な任務を荷びている会の理事長さん自身が天下でも有名な忙しい杉道助さんで、これは一体飾り物にたたくつつけておいたのか、どれだけの仕事をしたのか、どのくらい出勤しているのか、こういう点も私は詳細に知りたいのでございませうから、その役員の常勤、非常勤の狀態並びに今までの職務狀態、これを私は知りたと思ひます。これも資料として、私個人が知るべきものでなく、資料として、お出しを願ひたい。それから第三には、これは本法案の質疑に入つてから、私は局長、大臣にお尋ねしようと思ひますが、この種

の事業は相当の程度の金が必要ということ、その次に、その次というより、それより先行して大事なことは、その人を得るといふことだと思ひます。法科あたりを出て、高等文官試験に合格して、そうして役人街道を歩んで、それだけの経歴で今度には相当重要な位置につけて、海外駐在員などとして、海外に派遣するといふことになれば、その人がうんと勉強家であるならば、一、二年のうちで追いついて一人前の仕事ができると思ひつけ、これはなかなかそういう育ちの人ではうまく仕事が出来ないといふことがあり得ると思ひます。私は質問のときに具体的事例をあげて、ジェトロがいかにその先端が麻痺していかかといふ事案をあげて、その原因並びにこれに対する措置等を質問いたすつもりであります。それから、そういうような人の経歴その他についても、これは一々表にいたす必要は——私は表にしてみたいと思ひますが、他の委員とのあれもありまして、もう一つ、質問に答へていただくように十分御用意を願ひたいと思ひます。これは通商局長に具体的に尋ねて参りますけれども、内容はジェトロのことです。それから、やはり突然御質問をしても、練達堪能な松尾さんでも答へられないものがあると思ひます。それらから、ジェトロについて、それらものに関して詳細に一つお手元に……この最後の、三番目のものは御調査おき下さればけっこうです。詳細に一つ御調査おき願ひたい、こういうふうな考へるのです。要約いたしますと、ジェトロについての

活動を教訓的にながめ、これを検討していくのでなければ、この新しい法案というものが、ただ法律ができてその活動がうまくいかないという前提に立つて、ジェトロについては多くの批判を持っておるのでありますから、一つ局長におかれては、積極的にジェトロの現在のことを説明し、そうして反省すべき点があったら、それらを指摘した資料を積極的に本委員会に配付されることを希望いたします。

○小瀧彬君 今に開連して、詳細の経歴は要らないが、たしか恩給の特例を受けておる役人で、一年とか、二年とか出かけることがあると思ひますが、これは数で出すのは簡単だから、それを一つつけ足して出してもらいたい。

それからもう一つ、先般経済企画庁長官がここに出席されました際、私質問した資料を要求したのですが、その中で、三十三年度の三十一億五千万ドルの基礎になるエーリア・ワイズ、コモディティ・ワイズの表を出していただきたい。その趣旨は、どうも通産省と話を十分つかないでおられるやに聞き取れる。企画庁長官と通産大臣とは答弁のニュアンスが違つているので、どうもおかしいと申しましたところ、長官は、よく相談して、その表もできていくということです。その資料もいただきました。これは通産省でもよく御承知のことだと思ひます。そうだったからこれでけっこうですが、これを一つ、どういふものか、通商局長にお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先ほど御要求になりました資料は、できるだけ整備しまして、早急に提出させていただきます。それから今、小瀧先生から

言われました恩給法の特例云々というふうなお話がありました。それは新法では何にもないわけでございます。ただ何名程度が現在のジェトロの内地勤務、あるいは外地勤務で、官庁出身者が出てくるかという表ならば、これは簡単にできるわけでありまして、恩給特例を受けているものといふのは今何にもないわけではあります。また新しい法案の要綱にもないわけでありまして、その点いかがいたしたらよろしいか……。

○小瀧彬君 私は、受けておるかと思ひました。今おっしゃつておられるのは、これからのジェトロの内容について相馬君から質問があったから、それについてお役所から恩給の特権があるかどうかは知らないが、一、二年なり出かける、あの数が大体どのくらいになっているかを表に出して出してもらいたいということですが、これは審議に入つてからでいいんですが、あらかじめ委員長においてお考えおき願ひたいことは、参考人をお呼びたい。これは大商社、中小貿易商社、学者関係の人、そういうふうな、必ずしも全部が同じ層に立っていない方ですね。まあ人数は三人とか、二人とか、私は限定いたしませんから、できるだけたくさん呼んでいただければけっこうですが、あらかじめお考えおき願ひたい。

○委員長(近藤信一君) たいだいまいろいろと資料の要求、それからまた大竹委員からの御要望がございました。これらのものを順次さように取り計らいたいと思ひます。速記をとめて。

○委員長(近藤信一君) たいだいまいろいろと資料の要求、それからまた大竹委員からの御要望がございました。これらのものを順次さように取り計らいたいと思ひます。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(近藤信一君) 速記をつけて。  
○政府委員(松尾泰一郎君) 三十一億五千万ドルの輸出目標の内訳、地域別、それから商品別、これは各省相談して作ったものであります。

○委員長(近藤信一君) それでは本日は、この程度で散会いたします。  
午前十一時三十七分散会

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、小売商業特別措置法案反対に關する請願(第九四五号)
- 一、東北開発促進法の一部改正に關する請願(第九五七号)
- 一、計量法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願(第九七五号)(第九七六号)

第九四五号 昭和三十三年二月二十八日受理

小売商業特別措置法案反対に關する請願(三通)

請願者 長野県上田市大字常入

- 一、二一九上田日本無線生活協同組合長 小林三郎外二名

紹介議員 小酒井義男君

小売商業特別措置法案は、小売業者の振興を図るといふ名のもとに、実は生活協同組合運動等に対する不当な規制を行うもので、その第三条の規定は生活の合理化をめざす生協に対して不便な方法をとらせたり、現金による利用を禁止しようとするものである上、小売商業総取扱高における生協の占める比重は約〇・九パーセントにすぎず、むしろ生協の保護育成をはかるべき段階にあるにかんがみ、一般消費者の自主的組織に対するこのような措置は民主的団体に對する圧迫のあらわれといわなければならないからこの法案を撤回せられたいとの請願。

第九五七号 昭和三十三年三月一日受理

東北開発促進法の一部改正に關する請願

請願者 岩手県議會議長 橋本八百二

紹介議員 川村 松助君

東北開発促進法第十二条第二項において開発計画上の重要事業については、国の負担率を通常の補助、負担の率の二割増にすることに定めてあるが、これは地方財政再建団体だけに適用されることに限定されていることは、同法制定の主旨に照し適當でないから、重要事業についてはすべて高率の適用があるよう改めると共に、同法に基き、重要事業の決定に當っては、第二十六国会の東北開発促進法附帯決議の主旨に基き、地方財政再建特別措置法に基いて政令で定める指定事業は、すくなくともこれをすべて重要事業とするよう東北開発促進法の一部を改正せられたいとの請願。

第九七五号 昭和三十三年三月三日受理

計量法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願(三通)

請願者 埼玉県東松山市松山

- 五、〇五五 南昌樹外二名

紹介議員 戸叶 武君

農村の指導者(農業改良普及員、4H

クラブ役員、保健婦、青年団長、婦人会長、農事研究会役員等)は、農民大衆を啓発して、農業の科学化、衛生の向上、生活改善のために、農業温度計、体温計等の必要性を理解させ、共同購入の仲介あつせんを行つてきたが、これらの農村指導者の行為は、厳密に言えば現行計量法第四十七条に違反すると解釈されているのであるが、今回同法の改正案においては、第五十五條に二項が加えられ、都道府県知事に計量器販売登録店の販売人として届け出で、かつ、証明書を携行しなければこれ等の行為ができないこととなり、いよいよ計量器の普及は阻害され、農民の厚生福祉の増進に一大障害をもたらすこととなるから、同改正案中の第四十七条の第三項として「計量器を最終需要者のために、営利を目的としないで、共同購入のあつせんをする行為は、第一項の販売又は販売の仲立に該当しない」旨の一項を加えられたいとの請願。

第九七六号 昭和三十三年三月三日受理

計量法の一部を改正する法律案の一部修正に關する請願(十通)

請願者 埼玉県大里郡大里村六

- 四〇 南田光太郎外九名

紹介議員 天田 勝正君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

昭和三十三年三月十八日印刷

昭和三十三年三月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局